平成２７年（フ）第１０４号
長野県上田市五加1218番地１
債務者　甲田　英治
１　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第１０８号
長野県埴科郡坂城町大字南条4605番地26　Ｄ104、住民票上の住所長野県埴科郡坂城町大字南条4605番地26
債務者　宮下　裕一
１　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第１８１号
長野県松本市波田9193番地４
債務者　大月　勝利
１　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１８２号
長野県松本市波田9193番地４
債務者　大月奈保美
１　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１８８号
長野県松本市北深志１丁目13番13号
債務者　丸山　真史
１　決定年月日時　平成27年10月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１９７号
長野県大町市社6886番地２
債務者　金原　吏江
１　決定年月日時　平成27年10月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２２９号
京都府木津川市梅美台７丁目１番地１、前住所大津市下阪本３丁目19番38号
債務者　竹原　晶子
１　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８４号
滋賀県栗東市上鈎16番地（101号）
債務者　石徳　優子（旧姓朝田）
１　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８７号
大津市富士見台９―22、住民票上の住所大津市南郷２丁目29番19号
債務者　中岡　孝彦
１　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０１号
滋賀県草津市大路２丁目９番20―702号
債務者　西川　知子
１　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４５号
滋賀県彦根市平田町588番地１ＮＡＳＵ32―506号
債務者　桜庭こと　櫻庭　宗親
１　決定年月日時　平成27年10月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第２０４号
兵庫県川西市多田院２丁目１番14号
債務者　藤原　佳美
１　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第３２号
高知県安芸市東浜216番地３
債務者　笹岡　伸也
１　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２７年（フ）第６１号
福岡県田川郡糸田町2067番地４
債務者　吉川　友美
１　決定年月日時　平成27年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第１６９号
大分市大字国分1973番地の34（市営Ｈ５－２Ａ３－107）
債務者　村中　啓晃
１　決定年月日時　平成27年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３５０号
大分市須賀２丁目15番３号　ブリスヒル小野ＮＯ．２、住民票上の住所大分市須賀２丁目15番３号
債務者　荒金　信幸
１　決定年月日時　平成27年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３３５号
鹿児島県鹿児島市下竜尾町10番33号（ソウロクビル401号）
債務者　佐藤　隆志
１　決定年月日時　平成27年10月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係